

契約案件名	法律顧問契約			1
担当部名	総務部	担当課名	総務課	
契約相手方	名称（商号）	弁護士法人中央総合法律事務所		
	所在地	大阪市北区西天満2の10の2幸田ビル11階		
契約金額（税込）	1, 100, 000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本市では、昭和52年度以前より法律顧問として中央総合法律事務所と契約をしている。この間、本市の業務について、既に訴訟係争中のものや係争に至らないまでも、係争を想定し、経過を見ながら法律相談しつつ対応をしているものもあることから、現時点において適切かつ迅速な対応のできる唯一の法律事務所である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは同事務所において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	例規データベース更新等業務委託			2
担当部名	総務部	担当課名	総務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ぎょうせい関西支社		
	所在地	大阪府中央区谷町3丁目1番9号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額：2, 028, 000円）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の例規データベースは、株式会社ぎょうせいが独自に開発し、所有権を有する例規執務サポートシステムをもとにしてカスタマイズされたものである。このため、このデータベースを更新するためには、同システムを一部改変する必要がある、それを遂行できるのは、権利を有する同社において他にない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	法制事務支援業務委託			3
担当部名	総務部	担当課名	総務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ぎょうせい関西支社		
	所在地	大阪府中央区谷町3丁目1番9号		
契約金額（税込）	1,320,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本業務は、別に締結する例規執務サポートシステムを使用して本市例規整備や法規業務の支援を迅速かつ適切に行うためのものである。同システムについては、株式会社ぎょうせいが使用権を有している。このため、株式会社ぎょうせいは、本業務を遂行できる唯一の会社であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。</p>			

契約案件名	例規執務サポートシステム使用許諾契約			4
担当部名	総務部	担当課名	総務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ぎょうせい関西支社		
	所在地	大阪府中央区谷町3丁目1番9号		
契約金額（税込）	660,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市では、効率的な執務業務に資するため、例規の検索や編集等を円滑に行える阪南市例規データベースを備えている。このデータベースは、株式会社ぎょうせいが独自に開発し、所有権を有する例規執務サポートシステムをもとにしてカスタマイズされたものである。本契約は、このシステムの使用許諾であり、同社以外との契約はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。</p>			

契約案件名	阪南市クラウド型一斉情報配信サービス利用契約			5
担当部名	総務部	担当課名	危機管理課	
契約相手方	名称（商号）	バイザー株式会社		
	所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号		
契約金額（税込）	924,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本業務は、災害時など有事の際に情報発信することが想定されるため、迅速かつ正確性が求められる中においても簡単に多メディアへの一斉情報配信することが求められることから、バイザー株式会社の製品「すぐメールPlus+」を導入しており、同社の製品を利用することから利用契約を行うのはバイザー株式会社以外において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。</p>			

契約案件名	防災行政無線（固定系）保守点検業務委託			6
担当部名	総務部	担当課名	危機管理課	
契約相手方	名称（商号）	イズミ総合システム株式会社		
	所在地	阪南市新町71番地の1		
契約金額（税込）	1,375,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>防災行政無線及びJ-ALERTは、地震等災害発生時に速やかに市民に対して情報を伝達する必要があることから、システム及び機器に障害が発生したときには、24時間365日体制での緊急出動や点検等、迅速な対応が求められる。そのため、業者選定については、本市デジタル防災行政無線及びJ-ALERTのメーカーである、パナソニックシステムネットワーク株式会社の本市での唯一の特約店であり、システム及び機器を熟知し、24時間体制による緊急対応が可能なイズミ総合システム株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	防災行政無線（移動系）保守点検業務委託			7
担当部名	総務部	担当課名	危機管理課	
契約相手方	名称（商号）	イズミ総合システム株式会社		
	所在地	阪南市新町7 1 番地の1		
契約金額（税込）	927,850円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>防災行政無線移動系は、災害発生時に電話等が不通となった場合、唯一の通信手段として、市の防災拠点や指定避難所の小中学校に半固定型無線機を設置しており、システム及び機器に障害が発生したときには、緊急出動や点検等、迅速な対応が求められる。そのため、業者選定については、本市デジタル防災行政無線移動系のメーカーである、パナソニックシステムネットワーク株式会社の本市での唯一の特約店であり、システム及び機器を熟知し、24時間体制による緊急対応が可能なイズミ総合システム株式会社において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	公会計システム保守業務委託			8
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	695,640円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築した財務会計システムと連動した株式会社システムディ製の公会計システム「PPP」及びサーバ、ハードウェア等の機器を含めた全体の保守作業であり、運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した場合、その大元となる財務会計システムとの連動が不可欠で、かつ迅速な対応及びシステム修正等が必要となることから、財務会計システムを構築した当該業者でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	財務会計システム電子決裁連携保守委託			9
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	554,400円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築した財務会計システムの電子決裁連携対応に係る保守作業であり、運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務はシステム構築した当該業者でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	イントラネットシステム保守業務委託			10
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,036,200円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築した議会音声配信用システム等の保守作業であり、運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務はシステム構築した当該業者でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	マイナンバー利用事務系持ち出し制御システム保守業務委託 1 1		
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	株式会社大塚商会 LA関西営業部	
	所在地	大阪府大阪市福島区福島6丁目14番1号	
契約金額（税込）	832,260円		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき		
随意契約理由	<p>標記業務は、個人番号利用事務系システムの端末に対して、情報持ち出しによる住民情報の流出を防止するため導入・構築したシステムに係る保守業務である。同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムの落札業者である東京センチュリー株式会社より導入・構築を再委託された株式会社大塚商会でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社大塚商会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	情報セキュリティ強化・二要素認証システム保守委託 1 2		
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター	
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	640,200円		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき		
随意契約理由	<p>標記業務は、個人番号利用事務系システムのクライアント端末に対しての利用者認証の強化を実施するために導入・構築した、二要素認証システムに係る保守業務であり、同システムに用いられるソフトウェアを含めたシステム全体の保守を対象としているため、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターでなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス利用料			13
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社オプテージ		
	所在地	大阪府大阪府中央区城見2丁目1番5号		
契約金額（税込）	1,803,120円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>平成27年度に総務省から発出された自治体情報セキュリティ強化対策事業に基づき、大阪府が大阪版自治体情報セキュリティクラウド構築業者の入札を実施した結果、株式会社ケイ・オプティコム（平成31年4月より「株式会社オプテージ」に社名変更）が落札した。標記業務の構築に関しては大阪府が契約を交わし、運用にあたるサービス利用料に関しては大阪府下の各市町村が契約をすることとなったため、当該事業者以外の事業者ではサービス提供が不可能である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託			14
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	3,417,480円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの印刷校正業務が含まれ、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市住民情報システム保守点検業務委託			15
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	21,217,680円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の住民情報システムについて、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「原則全ての地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備すること」とされており、それまでの間は現行システムを継続する必要があることから、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市住民情報システムサービス利用			16
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	27,040,200円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の住民情報システムについて、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「原則全ての地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備すること」とされており、それまでの間は現行システムを継続する必要があることから、同サービスを提供している株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務を提供できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市住民情報システム機器賃貸借			17
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	520,080円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の住民情報システムについて、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「原則全ての地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備すること」とされており、それまでの間は現行のクライアント環境を再リースすることから、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務を提供できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	業務用チャットツール利用			18
担当部名	総務部	担当課名	行財政構造改革推進室	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	792,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、大阪府と府内43市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（事務局：大阪府スマートシティ戦略部）が、複数自治体を取りまとめて共同調達を実施したものである。事業者選定は大阪府の手法に準拠して実施されており、手続の透明性・公平性が担保されているとともに、本市においても一構成員として同連絡会議事務局に事業者選定を委任することで、本枠組に参加するものである。このことから、他の事業者と契約することはできないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市総合相談事業（人権相談）業務委託			19
担当部名	総務部	担当課名	人権推進課	
契約相手方	名称（商号）	阪南市人権協会		
	所在地	阪南市尾崎町35番地の1		
契約金額（税込）	3,512,890円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>人権相談事業は相談者の複雑かつ多様な課題解決に向けて実効性のある予防・救済につなげる必要があるため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有するものを選定して契約の相手方とすることが競争入札よりも契約の目的を達成するうえで妥当であり、本市の人権施策の推進に寄与するものである。</p> <p>阪南市人権協会は市民の人権意識高揚と確立を図ることを目的として創設され、「人権相談」「人権啓発」「住民の交流及び協働の促進」の施策に取り組むべきものとしており、「人権相談」を重要施策として位置づけ、人権に関する幅広い知識と専門性を有するのみならず、様々な相談や問い合わせに適切に対応できる相談員を確保し、本業務を実施できる唯一の団体である。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会と随意契約する。</p>			

契約案件名	阪南市DV被害者支援女性相談事業業務委託			20
担当部名	総務部	担当課名	人権推進課	
契約相手方	名称（商号）	阪南市人権協会		
	所在地	阪南市尾崎町35番地の1		
契約金額（税込）	3,678,152円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>女性相談事業は相談者の複雑かつ多様な課題解決に向けて実効性のある予防・救済につなげる必要があるため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有するものを選定して契約の相手方とすることが競争入札よりも契約の目的を達成するうえで妥当であり、本市の人権施策の推進に寄与するものである。</p> <p>阪南市人権協会は市民の人権意識高揚と確立を図ることを目的として創設され、「人権相談」「人権啓発」「住民の交流及び協働の促進」の施策に取り組むべきものとしており、「人権相談(女性相談)」を重要施策として位置づけ、人権に関する幅広い知識と専門性を有するのみならず、様々な女性相談や問い合わせに適切に対応できる相談員を確保し、本業務を実施できる唯一の団体である。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会と随意契約する。</p>			

契約案件名	無料法律相談事業業務委託			21
担当部名	総務部	担当課名	人権推進課	
契約相手方	名称（商号）	大阪弁護士会		
	所在地	大阪市北区西天満1丁目12番5号		
契約金額（税込）	1,383,660円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本業務は、市民から法的判断を必要とする相談を受けるという業務内容であり、専門性が高く、適切な判断が必要である。大阪弁護士会では、法律相談を行う弁護士に対して研修や指導を行っており、専門的な知識を身に付けた弁護士で組織されている。また、弁護士の数も多く、急な欠席等の場合にも代替弁護士を臨時に派遣するなどの対応があり、法律相談を安定的に運営することができる。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは大阪弁護士会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市観光振興PR業務委託			22
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人阪南市観光協会		
	所在地	阪南市尾崎町二丁目2番11号201		
契約金額（税込）	2,700,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本業務は、市の魅力を対外的に発信し、知名度を高めるとともに、地域の情報を発信していくことによる交流人口の増大を目指すものである。本市観光協会は、地域観光振興を推進する組織として、地域情報の発信や地域のイベントへの参画、新たな観光資源の磨き上げなど、地域観光の推進を図る団体である。この業務内容に鑑みると、阪南市の観光振興PRを十分に実施した上で、地域の観光資源の磨き上げや体験観光型集客イベント、PRグッズの作成・配布などを推進できる事業者は、同協会以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務			23
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社トラストバンク		
	所在地	東京都品川区上大崎三丁目1番1号JR東急目黒ビル7階		
契約金額（税込）	23,121,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「ふるさとチョイス」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社トラストバンクしか対応できない。</p> <p>以上のような理由により、株式会社トラストバンクと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務			24
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社アイモバイル		
	所在地	東京都渋谷区桜丘町22-14 NE.SビルN棟2階		
契約金額（税込）	12,955,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「ふるなび」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社アイモバイルしか対応できない。</p> <p>以上のような理由により、株式会社アイモバイルと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務			25
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称(商号)	イオンフィナンシャルサービス株式会社		
	所在地	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地		
契約金額(税込)	5,943,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>寄附受入金額の増加を見込める手法として、全国的に多くの自治体が登録し、多彩な返礼品の取扱う各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「まいふる」に情報を掲載するにあたっては、運営会社であるイオンフィナンシャルサービス株式会社しか対応できない。</p> <p>以上のような理由により、イオンフィナンシャルサービス株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務委託			26
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称(商号)	ANAあきんど株式会社		
	所在地	東京都中央区日本橋二丁目14番2号		
契約金額(税込)	1,182,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「ANAのふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社であるANAあきんど株式会社しか対応できない。</p> <p>以上のような理由により、ANAあきんど株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附業務委託			27
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社さとふる		
	所在地	東京都中央区京橋2丁目2番1号		
契約金額（税込）	15,312,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を通して、本市にふるさと納税した場合に、寄附受付から返礼品発注業務、受領証明書の発行、寄附者からの問合せ対応等の業務を一括して代行するものであり、これら一連の業務は、当該事業者しか対応できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社さとふるにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附業務委託			28
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹		
	所在地	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番		
契約金額（税込）	9,770,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>ふるさと納税ポータルサイト「三越伊勢丹ふるさと納税」を通して、本市にふるさと納税した場合に、寄附受付から返礼品発注業務、寄附者からの問合せ対応等の業務を一括して代行するものであり、これら一連の業務は、当該事業者しか対応できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社ジェイアール西日本伊勢丹において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市ホームページCMS利用			29
担当部名	未来創生部	担当課名	シティプロモーション推進課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社スマートバリュー クラウドイノベーションDivision		
	所在地	大阪府大阪府中央区道修町3丁目6番1号京阪新御堂筋ビル14階		
契約金額(税込)	2,079,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記契約は、本市ホームページのコンテンツ管理システム（Contents Management System）を利用するためのものであり、同システムを利用するには、導入・構築したCMS提供事業者である株式会社スマートバリューと契約することをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	住民基本台帳ネットワークシステムソフトウェア保守契約			30
担当部名	市民部	担当課名	市民課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額(税込)	1,024,320円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>住民基本台帳ネットワークシステムの運用には、既存の住民基本台帳システム（COKAS-AD II）に連動させる必要がある。ゆえにCOKAS-AD IIの導入・委託契約をしている株式会社南大阪電子計算センターとの契約は必須である。株式会社南大阪電子計算センターと契約することにより、COKAS-AD IIと住民基本台帳ネットワークシステムが一体となって維持管理することで障害発生時には円滑に対応できることやソフトウェア運用に関する指導、適用作業及び動作確認作業等についても連動して対応できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。</p>			

契約案件名	戸籍総合システム・ブックレス クラウド利用契約			31
担当部名	市民部	担当課名	市民課	
契約相手方	名称（商号）	富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店		
	所在地	大阪市西区土佐堀2丁目2番17号		
契約金額（税込）	6,672,600円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	戸籍事務は富士フィルムシステムサービス株式会社が開発した戸籍システムを使用しており、ソフトウェアやソフト、サポートサービスを利用して事務処理を行っている。本サービスを提供することができるのは、ソフトウェアやシステムソフトの開発・更新・クラウド環境を構築した富士フィルムシステムサービス株式会社のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	戸籍事務遠隔支援サービス運用保守委託契約			32
担当部名	市民部	担当課名	市民課	
契約相手方	名称（商号）	富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店		
	所在地	大阪市西区土佐堀2丁目2番17号		
契約金額（税込）	1,547,040円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	戸籍事務遠隔支援サービスは、戸籍届書の処理業務のうち、入力及び照合を行うもので、業者はLGWAN回線を介して、戸籍届書等が登録されたデータにアクセスし、作業を行う。データは戸籍システム上に存在し、戸籍システムと同一の業者でなければ個人情報の取扱い等責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じる恐れがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	周辺環境調査等業務委託			33
担当部名	市民部	担当課名	生活環境課	
契約相手方	名称（商号）	一般財団法人日本環境衛生センター		
	所在地	神奈川県川崎市川崎区四谷上町10番6号		
契約金額（税込）	11,958,100円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本業務は、はんなん浄化センターMIZUTAMA館の周辺環境調査の実施、施設稼働状況検討業務及び周辺環境保全委員会の資料作成等を行うものである。一般財団法人日本環境衛生センターは、当該施設設計当初から、事前アセス調査の実施や施設基本計画を策定するなど施設の経年状況を的確に把握し、当該施設に係る多岐に亘る調査計画等を策定した業者であり、環境調査結果等を踏まえた、稼働状況のチェック及び技術的、専門的な内容の助言を行える唯一の事業所であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。</p>			

契約案件名	阪南市総合相談事業（地域就労支援）業務委託			34
担当部名	市民部	担当課名	生活環境課	
契約相手方	名称（商号）	阪南市人権協会		
	所在地	阪南市尾崎町35番地の1		
契約金額（税込）	2,586,502円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本業務は、就職困難者に対して、相談者に応じた就労の支援を図るとともに、自らの主体的な判断によって課題を解決することができるよう支援することを目的とし、相談に対する適切な助言及び情報提供に関する業務を行うものである。阪南市人権協会は、特に地域就労支援事業を含む「総合相談」を重要施策として位置づけており、地域の団体により構成されていることから、身近な「駆け込み寺」として市民生活に根付いたものとなっている。地域に根差した、総合的かつ効果的な事業の実施が可能な団体は当協会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	就労生活相談業務委託			35
担当部名	市民部	担当課名	生活環境課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社テクノ経営総合研究所		
	所在地	大阪府中央区平野町2丁目3番14号		
契約金額(税込)	792,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本市では以前より就労生活相談として株式会社テクノ経営総合研究所と契約している。この間、再訪される相談者については、過去の相談内容、支援内容等を踏まえ、段階的に就労生活相談を行ってきた。相談にあたっては、専門的かつ高度な知識や経験を有し、かつ、相談者の状況に応じた継続的な支援が必要である。</p> <p>以上のことから、本相談業務を委託できるのは株式会社テクノ経営総合研究所において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			

契約案件名	国税連携ASPサービス提供業務委託			36
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称(商号)	日本電気株式会社関西支社		
	所在地	大阪府中央区城見1丁目4番24号		
契約金額(税込)	1,056,000円(月額利用料 88,000円)			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>eL-TAXは、確定申告書や給与・年金支払報告書等を電子媒体によって申告するシステムであり、国税連携、電子申告並びに年金特別徴収の3業務によって構成される。当該システムに係るASPサービス提供業務の委託先については、同一ベンダによることがeL-TAX地方税共同機構によって示されている。提供データの活用には本市基幹システムとの連携が不可欠となるため、本業務を委託できるのは国の認定委託先事業者である日本電気株式会社関西支社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	電子申告ASPサービス提供業務委託			37
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称(商号)	日本電気株式会社関西支社		
	所在地	大阪府中央区城見1丁目4番24号		
契約金額(税込)	1,320,000円(月額利用料 110,000円)			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	eL-TAXは、確定申告書や給与・年金支払報告書等を電子媒体によって申告するシステムであり、国税連携、電子申告並びに年金特別徴収の3業務によって構成される。当該システムに係るASPサービス提供業務の委託先については、同一ベンダによることがeL-TAX地方税共同機構によって示されている。提供データの活用には本市基幹システムとの連携が不可欠となるため、本業務を委託できるのは国の認定委託先事業者である日本電気株式会社関西支社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民税課税支援システム利用料委託業務			38
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額(税込)	5,100,480円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	住民税の賦課課税業務を適切に遂行するにあたり、当該システムの運用が不可欠であり、また、基幹システムとの連携が求められることから、本業務を委託できるのは同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（市民税・府民税）			39
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	11,807,539円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	標記業務は、市民税・府民税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（軽自動車税）			40
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,822,482円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	標記業務は、軽自動車税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（固定資産税）			4 1
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	5,291,763円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	標記業務は、固定資産税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（納税）			4 2
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,500,917円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	標記業務は、市民税・府民税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市市税等収納業務委託			4 3
担当部名	市民部	担当課名	税務課	
契約相手方	名称（商号）	東京都江東区木場一丁目5番25号		
	所在地	りそな決済サービス株式会社		
契約金額（税込）	3,345,760円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本市のコンビニ対応納付書は、りそな決済サービス株式会社のデータ形式に合わせて電算処理システムを構築し、それに適合した形式の納付書を納税者に送付しており、同社が本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、りそな決済サービス株式会社と随意契約を行う。			

契約案件名	粗大ごみ収集運搬業務委託			4 4
担当部名	市民部	担当課名	資源対策課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ユニティ		
	所在地	大阪府阪南市黒田348番地		
契約金額（税込）	41,607,000円（月額・142円×世帯数）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	粗大ごみ収集運搬業務の委託については、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の規定に基づいた書面がし尿処理業者から提出され、検討を重ねた結果、本業務委託の結論に達し、業務委託開始後は、委託料等の見直しを行い、現在に至っている。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社ユニティにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	指定ごみ袋配布等業務委託			4 5
担当部名	市民部	担当課名	資源対策課	
契約相手方	名称（商号）	阪南市商工会		
	所在地	大阪府阪南市尾崎町35番地の4		
契約金額（税込）	2,066,000円（月額・5.2円×冊、在庫管理費用69,841円）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>指定ごみ袋の販売店への配布及び管理業務につきましては、ごみ袋等を販売している市内56店舗（令和6年1月31日現在）の多くが阪南市商工会の加盟店であり、商工会は販売店との迅速な連絡や、急を要する注文・配送などにも対応でき、地元に着した市内販売店を支援する非営利団体として地域の経済活動に取り組んでいる。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは阪南市商工会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	紙製容器包装類等再資源化処理委託契約			4 6
担当部名	市民部	担当課名	資源対策課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社阪南リサイクルセンター		
	所在地	大阪府阪南市尾崎町五丁目42番5号		
契約金額（税込）	2,511,000円（月額・単価は3月中旬頃に見積書を受領する予定）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>紙製容器包装類等再資源化処理については、収集日程表に基づき収集車全車が収集した5品目（紙製容器包装類、古紙、ダンボール、古着・古布、紙パック）を、収集日当日に処理する必要があることから、市内に施設を有しかつ全量を受け入れることができる能力及び計量機等を所有していなければならない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社阪南リサイクルセンターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	一般廃棄物（家庭系ごみ）収集運搬等業務委託			47
担当部名	市民部	担当課名	資源対策課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ユニティ		
	所在地	大阪府阪南市黒田348番地		
契約金額（税込）	11,900,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定			
随意契約理由	本業務は、はなていアクション提案事業において、財政面及び市民サービスの向上が図られることが見込まれることより審査会の採択を受け、令和4年度から毎年度契約を更新して最長3年間に於いて業務委託するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。			

契約案件名	障害福祉業務総合支援ソフト（オクトパス5）賃貸借			48
担当部名	健康福祉部	担当課名	市民福祉課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社 ニック		
	所在地	福岡県大野城市川久保3丁目1番23号		
契約金額（税込）	792,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本ソフトウェアは、株式会社ニックが開発したものであり、障害福祉サービス費及び障害児支援給付費の請求における市町村事務の二次審査を支援することを目的としている。導入することで障害福祉サービス費等のチェック機能により、審査を迅速かつ適正に行うことができる。また、本チェック機能を有するソフトは、本ソフト以外他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	アウトリーチ等機能強化事業業務委託			49
担当部名	健康福祉部	担当課名	市民福祉課	
契約相手方	名称(商号)	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会		
	所在地	阪南市尾崎町1丁目18番15号		
契約金額(税込)	4,588,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、同行訪問や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施するために、本事業を実施するものである。生活困窮者自立支援法に基づき、事業実施できるのは、生活困窮者にかかる専門相談機関として、自立相談支援機関を受託している社会福祉法人阪南市社会福祉協議会のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。			

契約案件名	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス利用			50
担当部名	健康福祉部	担当課名	生活支援課	
契約相手方	名称(商号)	富士通Japan株式会社		
	所在地	大阪府大阪市中央区城見2-2-6		
契約金額(税込)	2,356,200円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	生活保護等版レセプト管理システムは、厚生労働省が富士通株式会社に開発契約を受注し、開発を行ったシステムである。本市においては平成29年度より、生活保護等版レセプト管理クラウドサービスを導入している。富士通Japan株式会社は、レセプト電子化対応に関するシステム業務を行っている唯一の事業者である。 以上の理由から、本業務を委託できるのは他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市生活困窮者自立支援弁護士業務委託			5 1
担当部名	健康福祉部	担当課名	生活支援課	
契約相手方	名称（商号）	大阪弁護士会		
	所在地	大阪市北区西天満1丁目12番5号		
契約金額（税込）	660,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>生活困窮者自立支援弁護士業務は、複合的な問題を抱える生活困窮者の状態に応じ、専門的な知識に基づく法律相談を実施し、生活困窮者の自立促進を図ることを目的としている。</p> <p>大阪弁護士会では、生活困窮者に対して、法的知識のみならず福祉施策等の情報提供、相談のノウハウの提供、派遣弁護士の調整や弁護士の監督も行っており、生活困窮者に対して法律相談を安定的に提供する上で不可欠なことである。以上の理由から、本事業を委託できるのは大阪弁護士会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市生活保護事務等電算システム保守業務委託			5 2
担当部名	健康福祉部	担当課名	生活支援課	
契約相手方	名称（商号）	北日本コンピューターサービス株式会社		
	所在地	秋田県秋田市南通築地15番32号		
契約金額（税込）	891,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>生活保護システムについては、平成26年12月1日付業務委託契約により、北日本コンピューターサービス株式会社にて、システムを導入している。システム機器保守業務においては、不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務はシステム導入した当該業者でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは北日本コンピューターサービス株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	生活支援・介護予防サービス協議体運営業務委託			5 3
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会		
	所在地	阪南市尾崎町1丁目18番15号		
契約金額（税込）	23,993,220円（非課税）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>介護保険法の改正に基づく「介護予防・日常生活支援総合事業」では、「介護予防給付」から「住民主体の支援」など多様なサービスにより、個別ニーズに即した柔軟なサービスに移行することとしている。</p> <p>生活支援・介護予防サービス協議体運営業務委託ができる唯一の団体は、「住民主体の活動」のコーディネートを行ってきた実績のある社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会である。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			

契約案件名	地域包括支援センター業務システム保守委託料			5 4
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ブレインサービス		
	所在地	大阪府大阪市西区阿波座2丁目4番23号		
契約金額（税込）	1,848,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>介護保険課と市内2か所の地域包括支援センターが統一したシステムを導入。リアルタイムに情報共有や給付管理ができる環境を作り、業務効率化を図る。地域包括支援センター業務システムは株式会社ブレインサービスが開発・運用しており、不具合等の以上が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務はシステム開発した当該業者でなければ履行できない。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			

契約案件名	在宅医療・介護連携推進事業業務委託			5 5
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	2, 671, 136円（非課税）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>介護保険法第115条の4第2項第4号に基づき、在宅医療・介護連携推進事業業務委託ができる唯一の団体は、これまで地域医療を推進してきた実績のある一般社団法人泉佐野泉南医師会である。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			

契約案件名	介護予防事業運営業務委託			5 6
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会		
	所在地	阪南市尾崎町1丁目18番15号		
契約金額（税込）	3, 330, 275円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本事業は介護保険地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の一環として、より早期に介護予防の重要性についての理解を深めるため、一般高齢者を対象に、地域で介護予防事業を実施してきた実績から、介護予防事業運営業務委託ができる唯一の団体は、社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会である。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			

契約案件名	介護保険事務処理電算機器保守委託			57
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	927,300円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本委託業務は、現在運用している本市介護保険システムに不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務はシステムを構築した株式会社南大阪電子計算センターでなければ履行できない。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定により、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約する。</p>			

契約案件名	介護保険電子計算処理業務委託			58
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	3,656,746円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの発行業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	介護保険料等収納業務委託			59
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称(商号)	りそな決済サービス株式会社		
	所在地	東京都江東区木場一丁目5番25号		
契約金額(税込)	722,000円(単価契約)			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本市のコンビニ対応納付書は、現在、りそな決済サービス(株)のデータ形式に合わせて電算処理システムを構築し、それに適合した形式の納付書を納付義務者に送付しており、同社が本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約をする。			

契約案件名	介護給付費審査支払手数料			60
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称(商号)	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常磐町1丁目3番8号		
契約金額(税込)	4,820,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	介護保険法第176条第1項第1号及び第2号の規定により、介護保険サービス事業者がサービス提供した後の審査及び支払いは、国民健康保険国保連合会で行うものと定められている。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。			

契約案件名	介護保険者事務共同処理業務手数料			6 1
担当部名	健康福祉部	担当課名	介護保険課	
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号		
契約金額（税込）	512,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>介護保険法第176条第1項第1号及び第2号の規定により、介護保険サービス事業者がサービス提供した後の審査及び支払いは、国民健康保険国保連合会で行うものと定められている。本業務は介護保険法第172条第2項第4号の規定により同連合会へ委託している業務手数料の支払いである。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p>			

契約案件名	療養の給付に関する費用の請求に係る審査事務及び診療報酬の支払事務委託			6 2
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内		
契約金額（税込）	10,122,000円（単価契約）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。また、連合会に本業務を委託することで統一かつ円滑に行うことができ、連合会以外での保険医療機関等に対する審査、支払い等を行うことはできない。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。</p>			

契約案件名	第三者行為による損害賠償請求権の行使に関する事務委託			63
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内		
契約金額（税込）	600,000円（単価契約）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。連合会は診療報酬支払業務等を実施しており、業務を統一かつ円滑に行うことができる唯一の団体である。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。</p>			

契約案件名	保険者事務共同電算処理等事業委託			64
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内		
契約金額（税込）	6,379,000円（単価契約）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。また、連合会は本業務を統一かつ円滑に行うことができ、連合会以外での保険医療機関等に対する支払い、資格審査等を行うことができない。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。</p>			

契約案件名	国民健康保険料等収納業務委託			65
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称(商号)	りそな決済サービス株式会社		
	所在地	東京都江東区木場一丁目5番25号		
契約金額(税込)	1,777,000円(単価契約)			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本市のコンビニ対応納付書は、現在、りそな決済サービス(株)のデータ形式に合わせて電算処理システムを構築し、それに適合した形式の納付書を納付義務者に送付しており、同社が本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約をする。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託(国民健康保険)			66
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称(商号)	株式会社 南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額(税込)	5,740,114円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの発行業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（後期高齢者医療制度委託） 67		
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター	
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4-2-22	
契約金額（税込）	1,749,616円		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき		
随意契約理由	<p>標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの発行業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	後期高齢者医療保険料等収納業務委託 68		
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	りそな決済サービス株式会社	
	所在地	東京都江東区木場一丁目5番25号	
契約金額（税込）	626,000円(単価契約)		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>本市のコンビニ対応納付書は、現在、りそな決済サービス(株)のデータ形式に合わせて電算処理システムを構築し、それに適合した形式の納付書を納付義務者に送付しており、同社が本業務を行うことができる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約をする。</p>		

契約案件名	特定健康診査・特定保健指導等費用支払業務委託			69
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル		
契約金額（税込）	670,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。また、連合会に本業務を委託することで統一かつ円滑に行うことができ、統一的な健診医療機関等に対する審査、国への報告等は連合会以外で行うことはできない。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。</p>			

契約案件名	特定健診システム受診券発送業務委託			70
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,103,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステム及び特定健康診査・特定保健指導システムは、株式会社南大阪電子計算センターが開発・運用しており、特定健康診査・特定保健指導システムの運用に欠かすことができず、不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応が必要となることから、それらの業務を履行できるのは、システム開発を行った株式会社南大阪電子計算センター以外にない。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約する。</p>			

契約案件名	阪南市国民健康保険人間ドック等業務委託			7 1
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康事業準備室	
契約相手方	名称（商号）	阪南市民病院 他28健診機関		
	所在地	阪南市下出17番地		
契約金額（税込）	26,169,000円（単価は別紙参照）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>人間ドック等の健診は一件当たりに要する時間が長く、単一健診機関では実施可能な件数が限られており、より多くの健診機関での実施が不可欠である。また本事業の一部は特定健康診査を兼ねており、特定健康診査実施における技術や知識も有している必要がある。本事業は人間ドック・脳ドック学会が提唱する標準的な実施項目及び大阪府基準規定の特定健康診査内容の健診機能を備えた健診機関でなければ実施することができない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの機能を有する同健診機関と随意契約する。</p>			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別胃がん検診）			7 2
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	1,393,073円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。個別胃がん検診は胃内視鏡検査の為、検査実施可能な設備や読影体制が必要であり集団の巡回検診では実施が不可能である。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別大腸がん検診）			73
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	622,500円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別乳がん検診）			74
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	2,205,792円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別子宮がん検診）		75
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会	
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号	
契約金額（税込）	9,988,770円		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別乳がん検診）		76
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	市立貝塚病院	
	所在地	大阪府貝塚市堀3丁目10番20号	
契約金額（税込）	918,360円		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。当医療機関は、大阪南部地域において泉州唯一の乳がん診療を行う「乳がん高度検診・治療センター」を設けており、市民は安心して乳がん検診を受けることが出来るとともに、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは市立貝塚病院において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	阪南市先天性風しん症候群対策における任意予防接種業務委託 77		
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人泉佐野泉南医師会	
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号	
契約金額（税込）	568,000円		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着してあり、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点がある。</p> <p>また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができる。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>		

契約案件名	保健センター合併処理浄化槽清掃汲取業務委託 78		
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	植田清掃	
	所在地	阪南市尾崎町5丁目29-25	
契約金額（税込）	572,880円		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>植田清掃は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定に基づき、本市が区域を定め、許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この植田清掃が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。</p>		

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（高齢者の肺炎球菌感染症）			79
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人泉佐野泉南医師会		
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	950,580円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着してあり、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点がある。</p> <p>また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができる。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（A類疾病等）			80
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課	
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人泉佐野泉南医師会		
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	75,809,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着してあり、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点がある。</p> <p>また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができる。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>			

契約案件名	妊産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査業務委託 81		
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人大阪府医師会	
	所在地	大阪府天王寺区上本町2丁目1番22号	
契約金額（税込）	27,938,545円		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	<p>本事業に対応できる専門知識を有する団体は、大阪府下では一般社団法人大阪府医師会しかなく、本団体と契約することによって、受診者が大阪府下の医療機関から受診する医療機関を広く選択することが可能になる。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人大阪府医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>		

契約案件名	石田保育所門扉案内業務委託 82		
担当部名	こども未来部	担当課名	こども政策課
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター	
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地	
契約金額（税込）	1,164,942円		
契約締結日	令和6年4月1日		
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合		
随意契約理由	<p>石田保育所門扉案内業務は、公益社団法人阪南市シルバー人材センターで遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が目的とする高年齢者の安定した雇用の確保の促進等に資するものである。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、同公益社団法人と随意契約する。</p>		

契約案件名	下荘保育所門扉案内業務委託			83
担当部名	こども未来部	担当課名	こども政策課	
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額（税込）	1,164,942円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>下荘保育所門扉案内業務は、公益社団法人阪南市シルバー人材センターで遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が目的とする高齢者の安定した雇用の確保の促進等に資するものである。</p> <p>従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、同公益社団法人と随意契約する。</p>			

契約案件名	鳥取中市有地維持管理業務委託			84
担当部名	都市整備部	担当課名	河川農水課	
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額（税込）	1,111,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>本業務は、シルバー人材センターに登録されている高齢者が遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	有害鳥獣等運搬業務委託			85
担当部名	都市整備部	担当課名	河川農水課	
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額（税込）	1,243,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	本業務は、シルバー人材センターに登録されている高齢者が遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	和泉鳥取駅公衆トイレ清掃業務委託			86
担当部名	都市整備部	担当課名	道路公園課	
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額（税込）	876,452円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高年齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託している。 また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高年齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南スカイタウン内公園・緑地管理業務委託			87
担当部名	都市整備部	担当課名	道路公園課	
契約相手方	名称(商号)	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額(税込)	9,345,950円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託している。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南スカイタウン内公衆トイレ清掃、公園清掃業務委託			88
担当部名	都市整備部	担当課名	道路公園課	
契約相手方	名称(商号)	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額(税込)	2,596,486円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託している。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	都市公園・児童遊園美化清掃業務委託			89
担当部名	都市整備部	担当課名	道路公園課	
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額（税込）	1,691,400円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	<p>公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託している。</p> <p>また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	令和6年度阪南市公共下水道管路施設浚渫清掃業務委託			90
担当部名	都市整備部	担当課名	下水道課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社ユニティ		
	所在地	大阪府阪南市黒田348番地		
契約金額（税込）	5,032,000円（単価契約：R5参考単価431,200円他4件）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本業務は、下水道機能確保のために必要な業務であり、緊急対応ができない場合は、市民生活に多大なる影響が出る。また、管路施設の維持機能向上のためには定期的な清掃が必要となる。</p> <p>さらに、緊急対応時には、時間帯を問わず適切な連絡体制や人員編成をもって現場に短時間で到着できることが求められるため、緊急対応が可能な市内業者が適しており、加えて必要な機材を所有している株式会社ユニティ以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、株式会社ユニティと随意契約を行う。</p>			

契約案件名	下水道使用料徴収業務委託			9 1
担当部名	都市整備部	担当課名	下水道課	
契約相手方	名称（商号）	大阪広域水道企業団		
	所在地	大阪府大阪府中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル3階		
契約金額（税込）	28,151,000円（見込額）			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	<p>本業務は、下水道使用料徴収に係る業務である。</p> <p>下水道使用料はその性質上、水道料金と同時に徴収事務を行うことでメータ検針や電算処理、料金収納といった事務を一元化でき、徴収に係るコストを大幅に削減できる。本市水道事業は大阪広域水道企業団へ移管しており、これらの業務を履行できるのは、公共的団体である大阪広域水道企業団以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、大阪広域水道企業団と随意契約を行う。</p>			

契約案件名	下水道電算処理業務委託			9 2
担当部名	都市整備部	担当課名	下水道課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	740,712円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の 買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本市下水道事業の受益者負担金の賦課・収納等を行うため、当該業者が開発した電算システムを導入運用している。</p> <p>本業務は、当該システムを安定的に運用するために、定期的なメンテナンスを実施し、システム運用を正常かつ適正な状態に保つための業務や住民情報システム（COKAS-AD）の固定資産情報を基に受益者負担金データを作成する業務などであり、加えて、不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となる。</p> <p>それらの業務を履行できるのは、システム構築を行い、かつ、住民情報システム（COKAS-AD）を管理運用している株式会社南大阪電子計算センター以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約を行う。</p>			

契約案件名	下水道企業会計システム保守業務委託			93
担当部名	都市整備部	担当課名	下水道課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	641,520円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	<p>本市下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴い、本市下水道事業会計事務の専門性、特殊性を反映した会計システムを構築したところである。本業務は、当該システムを安定的に運用するために、定期的なメンテナンスを実施し、システム運用を正常かつ適正な状態に保つための業務であり、また、不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応が必要となる。それらの業務を履行できるのは、システム構築を行った株式会社南大阪電子計算センター以外にない。</p> <p>以上の理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約を行う。</p>			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（朝日小学校）			94
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社大洲		
	所在地	阪南市鳥取中703番地の1		
契約金額（税込）	1,179,288円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>有限会社大洲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社大洲が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、有限会社大洲と随意契約する。</p>			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（鳥取東中学校）			95
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社大洲		
	所在地	阪南市鳥取中703番地の1		
契約金額（税込）	971,388円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社大洲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社大洲が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、有限会社大洲と随意契約する。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（旧東鳥取小学校）			96
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社大洲		
	所在地	阪南市鳥取中703番地の1		
契約金額（税込）	1,102,596円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社大洲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社大洲が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、有限会社大洲と随意契約する。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（下荘小学校）			97
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社南工業所		
	所在地	阪南市貝掛669番地の2		
契約金額（税込）	1,025,112円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社南工業所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社南工業所が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、有限会社南工業所と随意契約する。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（貝掛中学校）			98
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社南工業所		
	所在地	阪南市貝掛669番地の2		
契約金額（税込）	1,497,562円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社南工業所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社南工業所が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、有限会社南工業所と随意契約する。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（舞小学校）			99
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	有限会社南工業所		
	所在地	阪南市貝掛669番地の2		
契約金額（税込）	1,233,012円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社南工業所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社南工業所が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、有限会社南工業所と随意契約する。			

契約案件名	教育委員会ネットワークサーバ及び校内LAN保守管理業務委託			100
担当部名	生涯学習部	担当課名	教育総務課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	7,128,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	各学校の校内LANを含む教育委員会ネットワークについては、本庁内のサーバ等を介して、データセンターやインターネットに接続している。本庁のサーバ等の情報セキュリティに関わる設定や管理者権限を有する設定については第三者に知られることを避ける必要があり、本市の各種情報ネットワークの設定・保守の業務を委託している株式会社南大阪電子計算センターが現在以上に外部へ知られることなく情報ネットワーク等の設定を扱うことができる唯一の業者である。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約する。			

契約案件名	各種大会運営委託			101
担当部名	生涯学習部	担当課名	生涯学習推進室	
契約相手方	名称（商号）	阪南市スポーツ協会		
	所在地	阪南市光陽台1丁目17番24号		
契約金額（税込）	900,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>「各種大会運営委託」の場合、本市の生涯スポーツの振興及び社会体育の周知、普及を総合的かつ体系的に行っている阪南市スポーツ協会以外には当該契約をできる者が存在しない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167号の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市文化財デジタルアーカイブ保守業務委託			102
担当部名	総務部	担当課名	生涯学習推進室	
契約相手方	名称（商号）	TRC-ADEAC株式会社		
	所在地	東京都文京区大塚三丁目1番1号		
契約金額（税込）	528,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	<p>標記業務は、文化財デジタルアーカイブシステムに係る保守業務であり、同アーカイブは当該業者にてクラウド型プラットフォームシステムで構築、公開を行っている。保守業務を同社以外に委託した場合、公開を継続することができない。また、運用中及び保守点検中に不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、これらの業務においてもシステムを構築した当該業者でなければ履行できない。</p> <p>以上の理由により、本業務の委託はTRC-ADEAC株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>			

契約案件名	阪南市公共施設予約システム運用保守業務			103
担当部名	生涯学習部	担当課名	中央公民館	
契約相手方	名称(商号)	株式会社パスコ		
	所在地	大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2番3号		
契約金額(税込)	4,620,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	株式会社パスコは、2005年より、公共施設予約システムを開発し、高度なセキュリティと安定したトータルサービスにより提供し、信頼性の高いサービスを安定稼働している会社である。当市では、この公共施設予約システムを令和4年度より採用し、運用しているものであり、株式会社パスコが当該業務等を唯一、保守委託のできる業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約をする。			

契約案件名	日本語指導業務委託			104
担当部名	生涯学習部	担当課名	中央公民館	
契約相手方	名称(商号)	阪南市日本語クラブ		
	所在地	阪南市自然田1464番地		
契約金額(税込)	700,000円			
契約締結日	令和6年4月1日			
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	阪南市日本語クラブは阪南市の主催する「日本語指導者養成講座」の受講者で結成されている団体である。阪南市日本語クラブが唯一、日本語指導教室を実施できる団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同団体と随意契約をする。			